

町税の徴収を向上させます

和水町と玉東町・南関町・長洲町は、町税の徴収向上を目的とした税務職員派遣の協定を締結しました。

この協定に基づき各町から派遣された税務職員は、派遣先の税務職員としての身分を持ち、差押え等の徴収事務を行います。

今回、併任職員として選定された各町の職員は24名であり（玉東町5名、南関町10名、長洲町9名）、10月1日（金）に和水町役場を訪れた各町の代表者に対し、坂梨町長から和水町の税務職員としての辞令が交付されました。



辞令を交付された併任職員

坂梨町長は、「厳しい経済状況が続いているが、その中でもきちんと納税されている人との公平性を保つためにも、毅然とした態度で徴収事務に取り組んでほしい。」と激励しました。

併任期間は10月1日から平成23年3月31日までとし、この期間中に4町合同で搜索・差押等の滞納処分、及び差し押さえた物件の公売による換価処分を行います。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723

多重債務者の生活再生支援について

多重債務者の問題は、家庭崩壊、犯罪や自殺などにつながるケースも多く、深刻な社会問題となっています。

熊本県では、多重債務者対策の実績を持つ「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、面談による家計診断・生活指導や、債務整理後の生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付など、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行います。

相談窓口 グリーンコープ生活協同組合くまもと ☎096-243-2100

問い合わせ先 熊本県消費生活センター ☎096-383-0999
または和水町消費生活センター 本庁 税務住民課 ☎0968-86-5723
支所 住民課 ☎0968-34-3111

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へ問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル(平成23年3月15日まで) ☎0570・070・117

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※IP電話等の方は、☎03・6700・1130にお電話下さい。

こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。

問い合わせ先

本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初につくられた新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎてからつくられた薬です。開発費用が低く抑えられるため、価格も安くなります。また、先発医薬品と同等の効能を持ち、厚生労働大臣から承認された薬ですので安心です。

欧米では、すでに医薬品の過半数をジェネリック医薬品が占めますが、日本ではまだ2割にも満たない状況です。厚生労働省は、平成24年までに医薬品全体の3割をジェネリック医薬品が占めることを目標にしています。

ジェネリック医薬品を利用するには？

- ・お医者さんが処方せんに「ジェネリック医薬品への変更不可」としていなければ、ジェネリック医薬品への変更が可能です。
- ・全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ・言いにくい場合や分からない場合は、「ジェネリック医薬品カード」をお医者さんや薬剤師さんに提示しましょう。

「ジェネリックに出来ますか？」のひとりで、いつもの医療費が安くなるかもしれません。お医者さんや薬剤師さんに一度相談をしてみましょう。

問い合わせ先

本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)